

2023 年度（第 15 期）官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

立命館アジア太平洋大学 学内募集要項

「2023 年度（第 15 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(以下、本制度)は、申請者が所属する大学（立命館アジア太平洋大学）を通じて応募する必要があります。この「立命館アジア太平洋大学 学内募集要項」(以下、本要項)と独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）発行の「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～【大学生等対象】2023 年度（第 15 期）派遣留学生募集要項」(以下、「日本代表プログラム募集要項」)の両方を精読し、内容を理解した上で本制度に応募してください。（本要項は APU 独自で定めた内容ですので、必ず各自で「日本代表プログラム募集要項」も確認してください。）

1. 応募要件および支援内容 等

本制度への応募要件や支援内容等については、原則、機構の発行する「日本代表プログラム募集要項」に準じるものとします。ただし、「日本代表プログラム募集要項」が定める「派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件」にかかわらず、次の事項については別途立命館アジア太平洋大学（以下、APU）独自の要件を定めています。そのため、応募学生は「日本代表プログラム募集要項」に定められた要件に加えて、次に示す 1)から 5)の APU 独自の応募要件をすべて満たす必要があります。

(1) APU 独自の応募要件

- 1) 申請時点において APU に在籍し、卒業／修了する意志のある者（休学中または休学予定の者を含む）  
※停学中の学生は留学計画開始までに停学解除となる場合のみ申請を認めます。
- 2) APU が実施する危機管理ガイダンスおよび学内合格者ガイダンスに出席できる者
- 3) 現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）には APU 指定の学校法人立命館留学プログラム用包括契約海外旅行保険および危機管理システム J-TAS<sup>\*1</sup> に加入することに同意する者
- 4) 現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）の現地受入機関および現地滞在場所、現地での連絡先等に関する情報が確認できる者
- 5) 現地滞在期間中（出発日及び帰国日を含む）、定期的に大学へ活動報告を行うことができる者

※毎月、在籍証明書（機構指定様式）を受入機関担当者署名のうえ提出する必要があります

す。留学期間中に在籍状況を確認可能な受入機関がない留学は対象外です。

※ 留学計画に休学期間を含む場合であっても、本制度への応募によって休学が許可されるものではありません。休学については別途スチューデント・オフィスに相談、申請してください。

※1 J-TAS とは特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会が提供する、留学中の事件や事故の対応および病気についての相談を受け付ける危機管理支援サービスです。

## 2. 応募・選考に関わるスケジュール

2023 年度 4 月入学の新 1 回生（学部生）かそれ以外の学生かでスケジュールが異なりますのでご注意ください。

また、本項に記載されているもの以外に機構が主催する壮行会や事前/事後研修にも出席が必要です。これらのスケジュールは「日本代表プログラム募集要項」にてご確認ください。

| 項目                               | 右記以外の学生<br>※学内募集は締切済みです。                                     | 2023 年度 4 月入学の新 1 回生<br>（学部生）                  |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 学内募集期間                           | <del>2023 年 2 月 1 日（月）</del><br><del>～2 月 15 日（水）14:00</del> | 2023 年 4 月 3 日（月）<br>～ <b>4 月 14 日（金）14:00</b> |
| 学内申請者への通知                        | 2023 年 2 月下旬                                                 | 2023 年 4 月下旬                                   |
| 書面審査（一次審査）                       | -                                                            | -                                              |
| 書面審査結果の通知                        | 2023 年 4 月 21 日（金）（予定）                                       | 2023 年 5 月 18 日（木）（予定）                         |
| 面接審査（二次審査）<br>（ <b>東京</b> で実施予定） | 2023 年 5 月 20 日（土）、21 日<br>（日）                               | 2023 年 5 月 27 日（土）、28 日<br>（日）                 |
| 採否結果の通知                          | 2023 年 6 月 28 日（水）（予定）                                       |                                                |
| 学内合格者ガイダンス                       | 2023 年 7 月 5 日（水）5 限（予定）                                     |                                                |
| 危機管理ガイダンス                        | 2023 年 7 月 19 日（水）5 限（予定）                                    |                                                |

### 3. 応募方法について

以下**両方**の申請手続きを**学内募集期間内**に実施してください。期限後の申請は理由に関わらず受け付けません。

#### (1) 機構によるオンライン申請フォームの提出

機制作成の[学生用応募申請の手引き](#)を良くご確認のうえ、[本制度公式ホームページ](#)から申請してください。申請に際して学校番号、学校名を求められた場合はそれぞれ以下を用いてください。申請内容は学内募集期間後にアカデミック・オフィスにて確認のうえ、差戻を行う場合は申請者の大学メールへ連絡するので、必ずメールを確認するようにしてください。

学校番号：309046

学校名：立命館アジア太平洋大学

※留学計画の実現可能性を証明できる文書等の写しの任意提出を求められます。APU が実施する留学プログラムに参加する方で、該当する書類が無い場合はアカデミック・オフィス留学奨学金担当へご相談ください。

#### (2) APU によるオンライン申請フォームの提出

以下の URL もしくは QR コードから提出をしてください。質問内容や必要書類を以下に記載しますので、予め書類等をご準備のうえ入力を行ってください。

・2023 年度 4 月入学の新 1 回生（学部生）用：

<https://forms.office.com/r/yshgTgHy45>



※オンライン申請ページは学内申請期間に合わせて利用可能となります。

※複数回申請した場合は投稿完了日時が一番新しいもののみを使用いたします。

※提出書類に記載されている個人情報、本制度における学内選考業務に限定して利用し、その他の目的に使用することはありません。サーベイでの提出が難しい場合は、末尾に記載の問い合わせ先へご相談ください。

※追加の書類提出のお願いや原本の提出のお願いをすることがあります。予めご了承をお願いいたします。

# オンライン申請における確認項目および提出書類一覧

## 申請者に関する情報

| 対象者         | 確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線                                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全員          | 申請者基本情報（学籍番号、氏名、住所、日本国籍の有無、渡航先の場所や期間の情報）                                                                                             |
| 全員          | 本制度以外の給付型奨学金受給の有無、受給している場合はその奨学金の名称と受給月額                                                                                             |
| 日本以外の国籍の申請者 | <u>永住権を有していることが分かる在留資格の証明書類の写し</u> （在留カード等）                                                                                          |
| 全員          | 派遣先大学名、派遣先国及び都市名、留学期間、 <u>留学期間が確認できる書類</u> 【受入許可書の写し、もしくは開始日（オリエンテーションまたは授業開始日の早い方）及び終了日（授業終了日または試験終了日）にマーカーなどで印を付けたアカデミックカレンダーでも可。】 |
| 全員          | 実践活動の受入先の確定情報                                                                                                                        |

## 家計支持者及びその他家族に関する情報

| 対象者                    | 確認項目及び提出書類 ※提出書類には下線                                                                                                                     |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全員                     | 世帯人数、家計支持者の基本情報（氏名、年齢等）                                                                                                                  |
| 全員                     | 家計支持者の勤務先情報（職業、在職年数、勤務先名、役職）                                                                                                             |
| ひとり親世帯                 | 次のうちいずれか<br>・ <u>所得証明書の写し（課税証明書）</u> （「寡婦・寡夫」、「特別寡婦」の欄に「*」印や控除金額が記されているもの）<br>・ <u>源泉徴収票の写し</u> （寡婦・寡夫欄に* 印の記載があるもの）<br>・ <u>戸籍謄本の写し</u> |
| 死別によるひとり親世帯            | <u>公的証明書の写し（戸籍謄本等）</u>                                                                                                                   |
| 離婚によるひとり親世帯            | 養育費の有無、（有りの場合） <u>養育費の年額を証明する書類</u> （様式自由：援助者が作成し署名・押印）                                                                                  |
| 全員                     | <u>家計全体を証明する書類</u> （詳細は以下のフローチャートでご確認ください。）                                                                                              |
| 全員                     | 兄弟姉妹のうち就学者の人数、氏名、年齢、在籍学校情報等                                                                                                              |
| 1年以内に火災・風水・盗難等の被害を受けた方 | <u>罹災証明書及び被害額を示す見積書・請求書等</u>                                                                                                             |

※家計支持者について、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている者が該当します。父母がいる場合は、所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。

※以下のフローのどれにも該当しない場合は申請締切日の1週間前までにアカデミック・オフィス奨学金担当まで問合せください。

※複数の収入がある場合はそれぞれの証明書類を提出してください。

※下記書類以外にも、審査に必要な場合は別途書類を提出していただく場合があります。

※家計に関して提出いただく書類はコピーもしくはスキャンデータで結構です。

**💡 確定申告書を提出する際の注意点**

- ・第一表と第二表の両方をご提出ください。
- ・税務署の受付印があるものをご提出ください。電子申告（e-TAX）の場合は、「受信通知」又は「即時通知」のコピーを一緒にご提出ください

【スタート】

申請時点で働いていますか？

次頁へ

↓ はい

いいえ

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業したことがありますか？

↓ はい

いいえ

【提出書類】

- 給与所得者：給与支払（見込）証明書【1月～12月分までのもの】又は新勤務先の直近3ヶ月以上の給与明細（新勤務先発行のもの）
- 商店・農業工業・個人経営：直近3ヶ月以上の帳簿等を提出

【提出書類】

- 給与所得者：2021年（1月～12月）分の源泉徴収票（勤め先が複数ある場合は全て提出してください。）
- 商店・農業工業・個人経営：2021年の確定申告書 ※上記注意点をご確認ください。
- 海外勤務等により上記の書類が提出できない場合：会社の給与支払証明書または年収証明書（いずれも2021年1月～12月分）

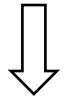
はい・いいえ      どちらに該当する場合も

【該当する証明書類をすべて提出】

- 単身赴任：「単身赴任証明書」（勤務先による証明、要公印、様式自由）および別居に関わる費用（自己負担額）を証明できる書類（賃貸契約書、家賃および直近3ヶ月分程度の水光熱費の請求書等）
- 生活保護：生活保護決定（変更）通知書
- 傷病手当金：傷病手当金通知書
- 年金（遺族年金、障害年金等）：年金振込通知書又は年金額改定通知書
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当：受給金額が記載された通知書
- 援助金、養育費等：援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
- その他公的手当等：受給金額が記載された通知書

申請時点で働いていない

申請時点で「雇用保険」、「生活保護」、「傷病手当金」、「児童手当」等を受給していますか？



はい

いいえ

【該当する証明書類をすべて提出】

- 雇用保険：雇用保険受給資格者証
- 生活保護：生活保護決定（変更）通知書
- 傷病手当金：傷病手当金通知書
- 年金（遺族年金、障害年金等）：年金振込通知書又は年金額改定通知書
- 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当：受給金額が記載された通知書
- 援助金、養育費等：援助の年額の証明（様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
- その他公的手当等：受給金額が記載された通知書

【提出書類】

現在の状況（無職）が始まったのが 2021 年 1 月 1 日 以前の方は、2021 年分の市区町村発行の「所得証明書」又は「非課税証明書」をご提出ください。※但し、所得金額欄に 0 円と記載されている必要があります。

但し、現在の状況（無職）が始まったのが 2021 年 1 月 2 日以降の場合は、離職票又は退職証明書又は廃業届受理証明又は破産手続き開始決定通知をご提出ください。

#### 4. 合格後の留学計画の変更について

採用後に留学時期や受入れ機関等に変更が生じたことにより、応募時の留学計画の内容や奨学金の支給月数が変わることが明らかになった場合、速やかに留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。

留学計画の変更内容によっては、選考委員による再審査を行います。再審査の結果、変更が承認されない場合や、奨学金の支給を終了する場合があります。また、再審査には回数の制限がありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

#### 5. 採用取消し又は支援の打ち切り等

「日本代表プログラム募集要項」に記載されている採用の取消し、奨学金等の支給の終了の要件に該当した場合、もしくは次の各項のうち、いずれか1つでも当てはまる場合には、本制度による採用の取り消し、支給済みの奨学金・留学準備金・授業の全部もしくは一部の返納を求められます。また、返納にあたっての振込手数料等も申請者の負担となります。

- ・申請者の責任の有無に関わらず、留学を実施できなくなった場合、もしくは機構が定める期間（2023年8月1日（火）から2024年3月31日（日））の間に留学先での活動を開始できなくなった場合。
- ・申請者の責任の有無に関わらず、留学開始後に機構へ提出した留学計画の実施が困難になった場合。
- ・留学開始時点又は留学中に、派遣先国/地域が外務省「海外安全ホームページ」上の危険度及び感染症危険情報が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上になった場合。
- ・支給対象者の学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないとAPU教学委員会が判断した場合。

#### 6. Q&A

[機構 Web サイトの FAQ](#) に詳しく記載されているのでそちらもご覧ください。

##### 1) 出願について

- Q. 交換留学に応募予定ですが最終的にどの大学の交換留学生に決まるかわかりません。留学計画書はどのように記入すれば良いですか？
- A. 留学計画は第1希望～第3希望まで記載できますので予定を記載してください。

- Q. これから交換留学に応募予定ですが、交換留学を前提とした内容で本制度に合格しても交換留学に不合格となった場合はどうなりますか？
- A. 本制度を辞退する、もしくは留学計画の変更の申請を行う必要があります。辞退した場合もしくは留学計画の変更について機構より承認が下りない場合は、奨学金等を受給することはできません。受給済みの奨学金等がある場合は全額返金する必要があります。

## （２）支援内容について

- Q. 交換留学に参加する予定ですが、その場合、本制度の支援内容に記載のある授業料は支払われますか？
- A. 交換留学など留学先の学費が免除となるプログラムに参加する場合は、本制度の授業料を受給することはできません。
- ※本制度の支援内容に記載のある授業料は、受入れ機関である諸外国等の大学等において受講する科目が、語学の習得を目的とする内容の科目のみであり、かつ当該科目が専門分野の学修を目的としていない場合、授業料は支援対象外です。

## （３）他奨学金との併給について

- Q. 本制度を受給した場合、他の奨学金との併給はできますか。
- A. 可能です。ただし、他団体等から留学のための奨学金（給付型）を受ける場合は、平均月額（総額を留学期間の月数で除した金額）が、本制度による奨学金月額を超えないことが要件となります。また、奨学金支給団体によっては、他の奨学金との併給を認めない場合があるので、奨学金支給団体に必ず確認してください。

※別途 APU が募集を行う日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）との併給は出来ません。

## 7. 問い合わせ先

本要項についてのお問い合わせ、ご質問は APU アカデミック・オフィス JASSO 留学支援制度担当までお寄せください。

アカデミック・オフィス  
JASSO 留学支援制度担当  
前田、佐野  
Tel: 0977-78-1101  
E-mail: [intl@apu.ac.jp](mailto:intl@apu.ac.jp)